

京都府慢性期医療協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、京都府慢性期医療協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地
COCOON烏丸8階、京都私立病院協会内におく。

(目的)

第3条 本会は、京都府内の療養病床を有する施設、介護療養型老人保健施設および介護医療院等の一致協力によって、それらの向上発展と使命遂行を図り、老人医療の質の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 療養病床を有する施設、介護療養型老人保健施設および介護医療院等
(以下、「療養病床等を有する施設」という) の管理運営の効率化と適正化、およびサービスの質の確保と向上に関する調査研究
- (2) 療養病床等を有する施設の経営に関する調査研究
- (3) 療養病床等を有する施設の関係者に対する研修事業の実施
- (4) 機関誌その他療養病床等を有する施設に関する刊行物の発行
- (5) 関係機関および関係団体との連絡・協議および調整
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(構成)

第5条 本会は、正会員および特別会員で構成する。

- (1) 正会員 京都府内に存在し、本会の目的に賛同して入会した療養病床、介護療養型老人保健施設および介護医療院等を有する施設の代表者。
- (2) 特別会員 京都府内に存在し、本会の目的に賛同して入会した正会員以外の医療機関の代表者。
- 2 前第1項の代表者とはその機関の開設者または管理者およびそれに準ずる者とする。
- 3 特別会員は、本会の事業に参加することができる。但し、総会において意見を述べることはできるが、議決に加わることはできない。

(入会)

第6条 正会員および特別会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込み書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金および会費)

第7条 正会員および特別会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2 会長は、緊急やむを得ない事情があると認めたときは、理事会の承認を経て臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人、被補佐人、被補助人となったとき、または破産手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき、または会員である団体が解散したとき。
- (4) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員および特別会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において三分の二以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 本会の会則または規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 退会し、資格喪失または除名された会員および特別会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役 員

(種類および定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

理事 5人以上8人以内

監事 1人

2 理事のうち、1人を会長、若干名を副会長とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、理事会が会員及び会員の推薦する者の中から選任し、総会において承認する。

2 理事は互選により、会長を選任する。

3 副会長は理事の中から会長が指名し理事会の議決を経て選任する。

4 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、この会則に定めるところにより、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会則およびこの会則に定めるところにより、本会の業務を遂行する。

4 会長、副会長、理事は理事会を構成し、理事会の議決に基づき、本会の業務を分担処理する。

5 監事は、次に掲げる業務を行なう。

(1) 会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計および業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会または理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第15条 役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了するときまでとする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事および監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任

するまで、理事または監事としての権利義務を有する。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任をすることができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。理事および監事は総会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。

- 2 役員には費用の実費を弁済することができる。但し会長の決裁を必要とする。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 名誉会長、顧問および委員

(名誉会長)

第18条 本会に名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、多年会長の職にあって、本会に顕著な功労がある者を総会の承認を経て推載する。

(顧問)

第19条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この会に功労ある者または学識経験ある者の中から理事会の承認を経て、会長が委嘱する。ただし、その任期は役員の任期と同じとする。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて総会、理事会、委員会等に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(委員)

第20条 会長は、事業達成のため必要な部会、委員会等を理事会の議決を経て設置しその会を構成する委員を、会員または会員以外の者に委嘱することができる。

- 2 委員は、会長から委嘱された事項を処理する。

第5章 総会

(種別)

第21条 本会の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。なお、総会における議決権は正会員1名につき1票とする。

(機能)

第23条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算の決定
- (2) 事業報告および決算の承認
- (3) 役員の承認
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の3分の2以上から会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の

過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数および出席者氏名（書面表決者および表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項および議決事項

(4) 議事の経過の概要およびその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類および開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前項第3項第2号または第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第36条 理事会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中『総会』および『正会員』を、それぞれ『理事会』および『理事』と読み替えるものとする。

第7章 財産および会計

(財産の構成)

第37条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金および会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第38条 本会の財産は会長が管理する。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は財産をもって支弁する。

(事業計画および予算)

第40条 本会の事業計画およびこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において2分の1以上の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第42条 本会の事業報告および予算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において2分の1以上の議決を経なければならぬ。

(長期借入金)

第43条 本会が資金の借入をしようとするとき、または借入のための担保を提供しようとするときは、その会計年度収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経て、総会において3分の2以上の議決を経なければならぬ。

(会計年度)

第44条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第45条 この会則は理事会の議決を経て、総会において3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第46条 本会は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第47条 本会の解散のときにある残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第48条 本会の事務を処理するため、必要に応じて事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
- 3 事務局長および職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長

が別に定める。

(備え付け帳簿および書類)

第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならぬ。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿および会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事および職員の名簿および履歴書
- (4) 会則に定める期間の議事に関する書類
- (5) 会計帳簿
- (6) 計算書類および付属明細書および監査報告書
- (7) その他必要な帳簿および書類

第10条 補 則

(委任)

第50条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この会則は、本会の設立の日（平成10年11月6日）から施行する。
2. 本会の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。
3. 本会の設立初年度の事業計画および予算は、第40条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
4. 本会の設立初年度の会計年度は、第44条の規定にかかわらず、設立の日から平成11年3月31日までとする。
5. 本会則は、平成16年3月20日付をもって改正する。
6. 本会則は、平成18年3月11日付をもって改正する。
7. 本会則は、平成22年2月27日付をもって改正する。
8. 本会則は、平成23年3月12日付をもって改正する。
9. 本会則は、平成26年3月29日付をもって改正する。
10. 本会則は、平成30年3月24日付をもって改正する。
11. 本会則は、令和2年5月18日付をもって改正する。